

令和6年度第2回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和6年5月28日（火）

13時30分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和6年5月28日(火) 13時30分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定(案)

定第11号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱について]

請願令和6年度第1号 傍聴を認めることの件【継続審議】

非公開予定(案)

定第12号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件

定第13号議案 自動車購入に係る議案についての意見に関する件(学校給食配送用自動車6台の購入)

報告事項(1) 令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択の方法について

報告事項(2) ICT活用による子ども見守り事業について

報告事項(3) 松元地域を中心とした新学校給食センターの運用について

6 その他

7 閉 会

定第 1 1 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 2 8 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立少年自然の家条例（抜粋）

（協議会）

第11条 少年自然の家の適正な運営を図るため、鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、少年自然の家の運営について協議する。

3 協議会は、20人以内の委員で組織し、その委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

5 協議会の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 略す

3 鹿児島市立少年自然の家条例施行規則（抜粋）

（協議会の委員）

第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 小・中学校及び高等学校を代表する者

(2) 教職員団体を代表する者

(3) 社会教育関係団体を代表する者

(4) 学識経験者

(5) 教育委員会事務局職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
小・中・高等 学 校 代 表	中 村 宗 義	坂元小学校長
	山 下 久 美 子	皇徳寺中学校長
	堀 之 内 尚 郎	鹿児島商業高等学校長
教 職 員 団 体 代 表	前 田 庸 介	県教職員組合鹿児島地区支部書記長
社会教育関係 団 体 代 表	川 添 啓 子	市PTA連合会副会長
	井 出 俊 郎	市スポーツ少年団指導者協議会会長
	佐 藤 秀 子	ボーイスカウト鹿児島第2団委員長
	盛 山 治 美	ガールスカウト鹿児島県第7団年長部門リーダー
	南 静 乃	市あいご会連合会監事
	東 靖 子	市保育園協会理事
学 識 経 験 者	浜 崎 眞 美	鹿児島女子短期大学教授
	福 満 博 隆	鹿児島大学総合科学域総合教育学系准教授
教 育 委 員 会 事 務 局 職 員	鶴 田 紋 太 郎	教育委員会事務局教育部学務課長
	竹 下 直 大	教育委員会事務局教育部学校教育課長
	西 國 原 学	教育委員会事務局生涯学習課長
	吉 元 利 裕	教育委員会事務局教育部青少年課長

〔任 期〕 令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

〔理 由〕 任期満了に伴う新たな委嘱

〔女性委員の割合〕 43.8%

傍聴を認めることの件

から鹿児島市教育委員会会議規則第41条の規定に基づき別紙のとおり請願書が提出されたので、同規則第43条の規定に基づきその採否を諮る。

令和6年5月28日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会会議規則（抜粋）

第8章 請願

第41条 委員会に請願しようとする者は、請願書を、教育長に提出しなければならない。

第42条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び職業年令を記し、各自の署名捺印を必要とする。

2 団体の請願は、その代表者が署名捺印するとともに、団体の印をおさなければならない。

第43条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付してその採否を議決しなければならない。

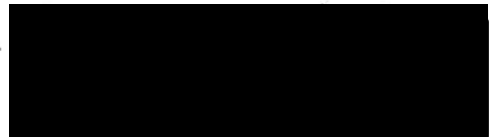
第44条 前条により採択した請願は、次の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

2 前条により採択しないと決したものは、理由を付して教育長を通じて、請願人に通知しなければならない。



2024年03月22日

鹿児島市教育委員会教育長様



請願 傍聴を認めること

<請願内容>

- 1 鹿児島地区採択協議会の会議を傍聴すること
- 2 鹿児島地区採択協議会後の教科書採択についての鹿児島市教育委員会会議を傍聴すること

<請願理由>

- 1 全国で、今、教科書採択の審議について傍聴できる教育委員会が増えつつある。
傍聴については、次の2点から要望する。
(1) 教科書採択について透明性を確保するため。
(2) 教科書採択について、市民の関心を高めるため。
- 2 鹿児島市教育委員会は、「業務に支障がある」という理由で、傍聴を認めていない。しかし、会議録は公開している。
傍聴については、議会や裁判所を例にした基準のもとなら、「業務に支障」はないと考える。また、静ひつな環境も確保できると考える。
- 3 教科書選定は、市民の関心事になるべきことだと考える。
そのために様々な措置をとることは、教育委員会の任務だと考える。
- 4 ~~なお、私が代表を務める「かごしま教科書問題研究会」の資料を改めて送付する。こちらも検討いただければ、幸いである。~~

請願(令和6年度第1号)に対する現状等について

1 鹿児島地区採択協議会の会議を傍聴すること

- ・ 鹿児島地区採択協議会は、鹿児島市と三島村、十島村の教育委員会で構成される共同採択地区である。
- ・ 共同採択構成自治体からは、文部科学省通知に示されている「静ひつな審議環境の確保」が保てないという理由で、傍聴は認めないとしている。
- ・ 九州の県庁所在市の現状は、福岡市と熊本市、那覇市は、傍聴を認めているが、大分市と長崎市、佐賀市、宮崎市は傍聴を認めていない。
- ・ 鹿児島地区採択協議会の会議を傍聴することは、共同採択構成自治体が認めないとしていることから、現時点で、本市としても難しいものと考えている。

2 鹿児島地区採択協議会後の教科書採択についての鹿児島市教育委員会会議を傍聴すること

- ・ 鹿児島県教育委員会は、教科書採択に係る教育委員会会議の傍聴を認めていない。
- ・ 鹿児島市を除く県内18市も、教科書採択に係る教育委員会会議の傍聴を認めていない。
- ・ 九州の県庁所在市で傍聴を認めているのは、福岡市、熊本市、大分市、長崎市、那覇市である。佐賀市、宮崎市は傍聴を認めていない。
- ・ 本市としましては、県や県内自治体との協議や調整を行う必要があることや文部科学省の示す傍聴に関するルールを明確に定めていないことなどから、現時点では難しいと考えている。

1 採択協議会の構成

(令和6年5月1日現在)

市 名	構成	構成市町村	傍聴
本 市	共同	鹿児島市、三島村、十島村	×
福岡市	単独	福岡市	○
熊本市	単独	熊本市	○
大分市	単独	大分市	×
長崎市	単独	長崎市	×
佐賀市	共同	佐賀市、多久市、小城市	×
宮崎市	共同	宮崎市、国富町、綾町	×
那覇市	共同	那覇市、浦添市、久米島町、南大東村、北大東村	○

2 教科書採択についての文科省通知（一部抜粋）

「教科書採択における公正確保の徹底等について（令和5年3月31日付）」

2 教科書採択方法の改善について

(3) 教科書の調査研究の充実等について

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。